

## 会 議 記 録

令和6年度第5回香川県広域水道企業団水道事業等審議会を開催したので、次のとおり報告します。

会 議 名	令和6年度第5回香川県広域水道企業団水道事業等審議会
開 催 日 時	令和7年3月3日(月) 14:00~15:47
開 催 場 所	香川県広域水道企業団 601・602会議室
議 題	1 開会 2 本会の公開について 3 議題 (1) 水道料金統一に当たっての論点の整理 「方針を決定したい項目」 (2) 統一料金の基本方針(案)について 【報告事項】 令和7年度当初予算の概要 4 閉会
資 料	別添のとおり
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
出席者	会 長 安藤 茂 副会長 佐藤 裕弥 委 員 境 輝美 〃 土居 譲治 〃 三谷 朋幹 〃 持田 めぐみ 〃 森川 さち子 〃 吉田 秀典 企業団 高木 孝征 〃 植松 和弘 〃 天雲 勝久 〃 有岡 彰則 〃 木内 浩之 〃 石原 芳浩 〃 渡邊 香一郎 〃 中村 政幸 〃 鏡原 孝博

	// 朝倉 浩司 // 遠藤 智義 // 植田 圭一 // 柳生 明 // 野崎 峰範 // 美濃 浩樹
傍 聴 者	傍聴申込み1名、受入れ1名
担 当 課 及 び 連 絡 先	香川県広域水道企業団 企画調整課 (087) 826-6112

会議の経過	
<p><b>1 開会</b></p> <p>副企業長が挨拶を行う。</p> <p>事務局より、会議の成立について報告する。</p> <p><b>2 本会の公開について</b></p> <p>本日の議題は公開とすることを決定する。</p> <p>傍聴の申込みは1名、受入れ1名。</p> <p><b>3 議題（（1）水道料金統一に当たっての論点の整理「方針を決定したい項目」）</b></p> <p>資料に基づき説明を行う。質問や意見は次のとおり。</p> <p>《質疑応答、意見等》</p> <p><b>【会長】</b></p> <p>今後の統一料金のあり方の検討に関しては、令和5年12月の第2回審議会において、一点目として水道事業が持続可能な施設整備を行う、すなわち安全、安心、安定に加えて、基盤強化、災害対応を目指す。二点目として、必要な料金水準の設定は、中長期的な視点も考慮して行う。すなわち中長期の収支見通しを試算し、世代間の負担の公平性にも配慮する。三点目は、法制度等を踏まえた料金設定を行う。すなわち資産維持費などを含めて、料金算定に係る法制度等を踏まえた料金設定とするということに留意するとしたところである。</p> <p>そこで、料金制度に関する今後の審議においても、この留意点を念頭において議論を進めていきたいと思うので、よろしく願いしたい。本日は、今、説明のあった方針を決定したい5項目について、順番に質問、意見を伺いたい。まず資料1の2ページから3ページの1-1湯屋用（公衆浴場用）・特殊用（臨時用）について、各委員の方か質</p>	

問、意見を伺いたい。7ページに方針案を示しているので、特にこのあたりについて、意見をいただきたい。

**【委員】**

方針案については反対させていただく。特殊用については廃止せずに、維持もしくは他の事業体と比べて安いようであれば、値上げしてもよいと思う。特殊用の用途というのは、家庭の生活のために水を必要とするという理由とは違って、ここに挙げられている噴水や消火栓の演習なんかを除くと、基本的には企業側が利潤を求めた経済活動として水を使用しているわけであり、そこを安くしていく必要性というのは特にないのではないかというふうに考える。例えば県の企業誘致に関して、他より水が高くなってデメリットがあるということであれば、企業誘致に関しては、県の補助金なんかを整備していただくという形も考えられると思う。

もう一つの廃止の理由として、6ページに本企業団と同規模の90万人以上事業体の8割に適用がない、そんなに高くしていないということだったのかと思うが、(基準日が)令和5年4月ということで、令和4年度のコロナ禍の値段であり、実情に合わせて高くすることが難しかったのではないかと思う。今の物価高騰というのは、2023年以降に上がってきているわけで、いろんなものが高くなっている状況においては、他の事業体も状況が変わっている可能性もあるので、これを根拠として合わせることは、賛成しかねるというのが個人的な考えである。あと香川の場合は、特に水不足であるということは、県民が認知しているわけで、他の事業体よりも高くなることに関しては、県民もしくは県で事業される方々の理解というのも得られる可能性があるのではないかと考える。

あと、湯屋用であるが、これは維持してもよいような気もするが、場合によっては廃止にして、一般用に合わせてもよいのではないかと思う。入浴料というのは、審議会を通さないと値上げすることができないし、原価が変わってきた時(その頃はちょうど原油が高かったと思う)には、市の方から事業体に補助を出していたし、お客さまに対しても安くなる券を出して補助していたので、湯屋用の方についても、高くして収入を確保するというのを考えてもよいのではないかと思う。

**【会長】**

事務局から何か説明はあるか。他の委員の方からも意見あればお願いしたい。

**【委員】**

湯屋用については、高松が5件と坂出、観音寺1件ずつということと、一般料金よりは安いという解釈でよいか。それから湯屋用については、公衆衛生上、非常に大切なものであり、入浴料を上げることの制約もあり、しかも県内で7件ということで相手が特定されるということもあるため、過度な負担を掛けてしまうこととなるため、ここは下水道も湯屋用が残っており、そういう点で湯屋用は維持した方がよいと思う。

特殊用であるが、5ページの表をご覧くださいと、各市町バラバラで、特殊用が高い

というわけでもないように見受けられる。事務局への質問だが、特殊用を廃止した場合には、どれぐらいの減収となるのか。例えば、大きく影響があるようであれば財源的に厳しいが、全体の収入から見てそれほど影響が大きくなるのであれば、廃止して、事務の煩雑さ等々をなくしていった方が結果的にはよいのではないだろうかと思う。

#### 【企業団】

湯屋用については、高松の場合の基本料金は一般用と同じく口径ごとに決まっており差はないが、従量料金は一般用料金の半額になっている。例えば月に 20 m<sup>3</sup>までは、通常 1 m<sup>3</sup>あたり 130 円のところ、湯屋用の場合は 65 円。20 m<sup>3</sup>から 100 m<sup>3</sup>の場合は、200 円のところが 100 円、101 m<sup>3</sup>以上の場合、240 円のところが 120 円となっている。また、坂出や観音寺については、高松と違い基本料金に基本水量が含まれるが、坂出の場合は、250 m<sup>3</sup>までが 11,000 円、それを超えた場合、従量料金が 1 m<sup>3</sup>あたり 105 円、観音寺の場合は、200 m<sup>3</sup>までが 7,000 円、それを超えた場合、従量料金が 1 m<sup>3</sup>あたり 100 円となっており、通常料金より安い設定となっている。

令和 4 年度の状況で特殊（臨時）用の年間収入が 1 億 900 万円である。特殊用を廃止し、高松の一般用の料金に置き換えた場合は 7,600 万円で、3,400 万円（3割）ほどの減収となる。

#### 【委員】

湯屋用は、一般料金よりも安いということと、相手が特定されているということで、やはり、これについては維持したほうがよいと思う。

それから特殊用であるが、減収が 3,400 万円程ということなので、今回、料金統一するにあたり、特殊用を残すことにより事務的な部分は煩雑になるし、全体の水道料金収入から考えるとわずかな額であるので、そういったところから考えると、料金をどこに合わすかということについては、また議論があろうかと思うけれども、少なくとも特殊用は料金統一を機に廃止して、一般用と一緒にするという事は妥当ではないかと思う。

#### 【会長】

先ほど申し上げたように、方針を決定したい 5 項目について、委員の皆さんから意見をいただいて、次の議題（2）統一料金の基本方針（案）の審議をしていただくということで、まずは質問、意見をいただいて、この場で一つずつ決めていくのではなくて、最後にまとめて今後の方針について整理をさせていただければと思う。

次に共同住宅（連用給水装置）について、9 ページから、特に 15 ページに事務局の方針案があるので、このあたりを中心に質問、意見をいただきたい。一つ私から補足だが、13 ページにグラフがあるが、この中で丸亀・坂出等方式と書いてあるが、これはいわゆる、各戸検針・各戸徴収のケースと同じということだと思うが、それでよろしいか。

**【企業団】**

そのとおりである。

**【委員】**

連用給水装置の方式を変更することによって、どのぐらいの増収が見込まれるか、金額を教えてください。

**【企業団】**

資料 13 ページを見ていただくと丸亀・坂出方式に統一するという事になれば、高松・東かがわ方式の黄色い折れ線グラフが、オレンジのところに向かっていくことになる。このことにより、資料 12 ページの共同住宅扱いの丸亀・坂出等方式（C2）欄の朱書きにあるように、年間 5 億 2,700 万円ほどの増収になる。対象の戸数は、高松・東かがわ方式(C1)欄の適用水栓数が約 3,100 栓あり、その中に約 53,000 戸が入っているので、この約 53,000 戸については、基本料金の部分が今の状況でいうと月 1,000 円に上がっていくということになり、これによる影響として、年間 5 億 2,700 万円程の増収となる。

**【会長】**

今の件に関して繰り返しとなるが、15 ページの共同住宅（連用給水装置）制度の説明で、「一般水道事業の受給者と同様の取り扱いとする」と、要するに実質的な一般の個別住宅と変わらないため、一般水道の受給者と同等の取扱いをするということになるので、ある意味今までちょっと安かったのが、それを一般の個別戸建住宅の方々と同じ扱いにするということになると思う。

**【委員】**

念のために確認させていただきたいが、従量料金の 20 m<sup>3</sup>、これは共同住宅全体の水量を戸数で割ってというふうに書かれているが、自分の家が使った水道料金に応じて払うわけではないということか。

**【企業団】**

共同住宅の場合は各部屋に（企業団の）メーターがないので、建物で一つのメーターだけとなる。12 ページのシミュレーションであると、1 月あたり 1,000 m<sup>3</sup>使用ということで、使用戸数で平均して 1 戸あたりに使った水量をもとに水量料金計算をしている。各部屋で使った水量を把握するためには、12 ページの表だと（B）各戸検針のパターンになる。この場合は各部屋にメーターが付いているので、実際、部屋ごとに使った水量が分かるので、当然その水量をもとにその部屋の料金を計算して、その部屋に住んでいる方に請求するというのが（B）各戸検針であるが、今回は、共同住宅で親メーターだけがあるという状況で料金を計算するために、1 月あたり親メーターで使った水量を戸数で割って、一戸あたりの水量を出して、それに基づいて一戸あたりの料金を全体合計して、オーナーや管理会社の方に請求するというやり方である。

**【会長】**

マンションなり共同住宅で、入り口のところで一つしかメーターがない場合は、それぞれのお宅にはメーターがついてないので、今みたいな「みなす」という取り扱いをしていることになるので、香川県全体では、共同住宅の各戸に全然メーターが付いていないということになっているのか。

**【企業団】**

各部屋に必ずしもメーターが付いているわけではない。付いている場合、そのメーターは企業団が各部屋にメーターを付けているのではなく、管理会社が各部屋の水道の使用量を把握するために付けているということなので、各部屋でどれくらい使っているかというのは、企業団としては把握してなくて、親メーター全体でいくら使っているかというところで水道料金を計算している。そのため、各部屋にメーターがあるかどうかは、オーナーや管理会社の考え方による。

**【委員】**

口座割引関係だが、請求書払いについては、課金した方がよいのではないかと考えている。新しい料金体制が始まるのが令和 10 年度からということで、まだ 3 年あるので、今、物価が上昇していて、最近だと新しくガス、電気も同様に請求書の追加料金を課すようになってきているので、3 年先のことを考えた場合には、基本的には印刷費用等の発生を抑制するために、必要な人に加算請求するということがよろしいと思う。水道料金算定要領に「各使用者について均等に要する費用は、各使用者に対し均等配賦する」とあるが、請求書が発生する方と発生しない方があるわけで、これは均等に要しているわけではなく、一部の人だけに要している費用なので、一部の人に負担していただくのが合理的ではないかというふうに、個人的には思う。

**【副会長】**

7 ページの特殊用だが、一応廃止すればよいのではないかという意見は持っている。ここで確認、質問をしたいのは、例えばこの特殊用の 1 m<sup>3</sup>あたりの給水原価は、たぶん他の給水原価と全く同じではないかと思うが、もしこれが例えば、特殊用として供給するものの給水原価が異なるということであれば、差を設ける必要はあるかもしれないが、そうでなければ廃止でよいと思うので、実態としてどうなっているのか伺いたい。

**【企業団】**

給水原価であるが、通常の料金と同じであり、例えば高松事業体の場合は給水原価が 1 m<sup>3</sup>あたり 159.4 円である。これをそれぞれの用途なり、使用水量によって料金単価が変わっているという状況である。

**【副会長】**

今の回答から考えると、1 m<sup>3</sup>あたりの給水原価に差がないということであれば、やはり特殊用は、もう廃止でよいのではないかと思う。

それともう一点、加入金についての解釈を確認したいのだが、まず法律上は 16 ペー

ジの水道法 14 条の「その他の供給条件」を根拠とするということで、この「その他」というのは、各地方公共団体あるいは水道事業者の実情に応じて考えるというふうな法令になっているかと思う。そこで「その他」の条件に当てはまるところが、この 20 ページの加入金の方針案で書かれている、例えば、今後必要となる浄水場の整備統廃合や水資源機構がおこなう用水供給施設の老朽化対策、あるいは耐震化対策への負担を踏まえるとともにというふうに、ここがおそらく香川における地域の実情を踏まえたというふうに読めるかと思うのだが、このような理解でよいか。

**【企業団】**

実情としてはそのとおりである。

**【副会長】**

そういうことであれば、加入金については全国で少しばらつきはあるが、香川県の水道の利用実態に鑑みると、この「その他の供給条件」の必要性というのが認められるような気がするので、加入金制度については維持ということではよいのではないか。

**【会長】**

今の話で、今年も最近、早明浦ダムの貯水率が 60%を切ったというふうな状況かと思うが、そのあたりも今後の課題として、まさに安定給水に向けての費用が発生するのではないかと思うが、いかがか。

**【企業団】**

最近の早明浦ダムの貯水率は 60%前後ぐらいの状況である。今週 2,3 日は雨が降る予報だが、梅雨時期とか台風みたいに一気に雨が降るという状況ではなく、やはり今後も水が少ない状況が想像される。このような状況下では、例えば香川用水の供給量が減ると、県内の池なり井戸からの浄水場への原水が変わってくると、それによって水質も変わるので、水質検査や浄水処理が必要となり、通常よりは経費がかかってくるという状況が想定される。

**議題（（2）統一料金の基本方針（案）について）**

資料に基づき説明を行う。質問や意見は次のとおり。

《質疑応答、意見等》

**【会長】**

まず、1 枚目の（1）～（5）までは、以前の審議会で議論をして、こういう方針でいくということで、各委員の意見をいただいたところだが、もし何か気になる点とか質問、意見なりがあればお願いしたい。特になければ、これまで審議した結果をまとめたということであるので、こういった形で統一料金の基本方針として決めさせていただきたいと思うが、いかがか。

<一同：異議なし>

次に (6) ～ (10) のうち、まず、(6) の湯屋用については、維持するという案であるが、廃止してもよいのではないかというような意見があったが、どういうふうに取り扱うのがよいか、何かあればお願いしたい。

**【委員】**

自身の立場からの意見は申し上げたので、あとはお任せする。

**【会長】**

承知した。併せて特殊用の廃止について、委員から残した方がよいのではないかの意見があり、それに対して、特に給水原価が同じであれば、差をつける必要はないという趣旨の意見があったが、いかがか。

**【委員】**

これについても、お任せする。

**【会長】**

承知した。それから (9) の口座割引制度を廃止することについても委員から意見をいただいたが、22 ページの一番下に水道料金算定要領の抜粋で「検針・集金経費等各使用者について均等に要する費用は、各使用者に対し均等配賦する」となっているが、これはあくまで「算定要領での考え方としてはこうだ」という趣旨と理解してよいのか。

**【企業団】**

算定要領に記載されているので、これをもとに料金算定をするということである。

**【委員】**

均等に要する費用は、当然均等に配布すべきだが、納入通知書払い要する費用については、私もこの意見に賛成で均等ではないと思う。これはある特殊な方だけに発生しているものである。昨今のクレジット払いやスマホ決済などがどんどん浸透していく中で、おそらく紙の請求はどんどん減っていくと私は考えていて、もしそうなった場合に、逆にそっちの特殊なことを処理するための人件費の方が増えてしまうというか、確保しなければならなくなり、それによって、ここで徴収する費用というのは、ある意味相殺に近い形になるのではないかと考えているので、事務方の手間を考えると、将来的なことも踏まえて、もう紙の請求は廃止していいのかなと考えている。

**【会長】**

事務局としても 22 ページに、「他県の事業体において加算請求している事例は見当たらない」ということで、他に例がないというのは、水道事業としても他がどうなっているかというのもあって、例がないものを取り入れるのは、なかなか難しいというのがたぶん理由の一つではないかと思う。

**【副会長】**

22 ページの他県で例がないということについて、それぞれの委員の中で議論が出て



いるところは、均等の話だったと思う。まず、水道の場合の均等というのは、個別に例えばクレジット払いであるとか、口座振替であるとか個別に区分してではなくて、水道を利用している人が水道料金を納付する仕組み全体にかかるコストを、まずは全体総額として料金原価に織り込んで、それを按分していくという仕組みになっているもので、最終的には負担が公平になってくるということなので、そうした点では、この水道協会の説明というのは、確かに少し読みにくいかもしれないが、重要なのは水道料金を払ってくれる人たちにかかるコストを全体的に原価として集計をして、それをもう1回水道料金で適正に配賦することだと思っているので、22 ページの資料の考え方はよいのではないかと思っている。そして今、話題になっていた個別に加算し請求する必要はない、あるいは実例はないというのは、これは先ほど言ったとおり、水道料金徴収システム全体としてコストをどのように考えるかということが、水道料金算定の根幹にあるので、個別に支払い方式に応じて加算請求するというのは海外の場合にはあるが、日本ではそのような方式を取っていないという点は、私の研究分野でもあるので、コメントしておきたいと思う。

【会長】

22 ページの「個別に加算して請求する必要ない」という方針でよろしいか

<一同：異議なし>

【会長】

承知した。いろいろな意見をいただいたけれども、当審議会としては、資料 2「統一料金の基本方針（案）」の（案）を取ってこれを「統一料金の基本方針」とすることよろしいか。

<一同：異議なし>

【会長】

では、そうさせていただく。事務局はこの基本方針に基づいて、今後、統一料金の具体的な方針に向けて進めていただければと思うので、よろしくお願ひしたい。

#### 議題（【報告】令和7年度当初予算の概要）

資料に基づき説明を行う。質問や意見は次のとおり。

《質疑応答、意見等》

特になし。

【会長】

事務局の方から今後の進め方なりスケジュールなど含め何かあればお願ひしたい。

【企業団】

本日の審議会で基本方針が固まったことから、次回の審議会からは料金制度について

具体的な議論をお願いしていくことになる。そのためには令和 10 年度以降、どのような考え方で施設整備をおこなっていくのか、また、財政収支見通しはどのようなものかをお示しする必要がある。

企業団では、来年度に令和 10 年度以降の次期施設整備計画、次期財政収支見通しの検討を行うこととしているが、現在、その前提となる令和 9 年度までの施設整備計画、財政収支見通しの見直しを行っているところである。今後、鋭意作業を進めてまいりますが、次期施設整備計画、財政収支見通しの策定には多少時間を要する状況である。こうしたことから、次回第 6 回審議会の開催については、具体的な議論ができる時期がくれば、早めに委員の皆様へ調整の連絡をさせていただく。

#### 4 閉会